



第36回とみぐすく祭り、第7回とみぐすく産業フェスタ 出店要項

-お問合せ先-

第36回とみぐすく祭り、第7回とみぐすく産業フェスタ実行委員会

【物販ブースについて】

豊見城市商工会

TEL098-850-2060

担当者：安谷屋

FAX098-850-0462

【飲食、ゲーム等ブースについて】

一般社団法人 豊見城市観光協会

TEL098-856-8766 FAX098-851-8830

担当者：島尻

-運営業務委託事業社-

株式会社平山印刷(豊見城市字豊崎3-59) 担当者：新本 090-1518-0467

出店要項

1, 出店資格

①第36回とみぐすく祭り・第7回とみぐすく産業フェスタ実行委員会事務局が許可する業者とする。

2, 出店基準

- ①法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。
- ②公序良俗に反しないものであること。

3, 営業時間

- ①11月9日（土）、11月10日（日） 両日ともに12時から21時まで
 - * 営業時間は遵守すること。
 - * イベント途中での営業終了は不可とします。

4, 出店料について

- ①P 5「出店料について」参照
- ②オプション料金については、業務委託事業社/平山印刷、新本（あらもと）090-1518-0467までご連絡ください。

5, 販売品目について

- ①飲食物は南部保健所に申請した物のみとします。
- ②飲食は、協賛企業との関連がある場合は第36回とみぐすく祭り・第7回とみぐすく産業フェスタ実行委員会事務局が指定するものとする。

6, アルコール販売について

- ①P 6「アルコール販売について」参照

7, ゴミ・清掃について

- ①P 7「ゴミ・清掃について」参照

8, 設営・撤去及び商品の搬入・搬出について

- ①P. 8「設営・撤去スケジュール」参照
 - * 指定の時間以外での会場内への車の乗り入れはできません。
 - * 車の乗り入れ及び駐車違反に関しては厳しく対処いたします。必ず守ってください。

9, 駐車について

- ①指定場所以外の駐車は一切認めません。
- ②出店業者で指定駐車場を利用する方は、主催者が発行する駐車許可証の交付を受けること。
* 1店舗につき1枚とします。(駐車許可証はフロントガラスから見える場所に設置願います。)

10, 出店受付及び申込み方法

①受付期間

8 / 19 (月) ~ 8 / 30 (金) 17 : 00 締切 * 募集店舗数に達し次第締め切りとなります。

②申込み方法

産業フェスタブース(物販)は、豊見城市商工会、まつりブース(飲食、ゲーム等)は、豊見城市観光協会に、P10、11の『出店申込書』に必要事項を記入

の上、提出のこと。※但し、グリーンテーブルプロジェクトは商工会で申込受付。

- ③出店料は、出店申込書と同時に豊見城市商工会、豊見城市観光協会に持参して納めるか、出店説明会時に支払うこと。

すでに、納めた出店料は、原則的にいかなる場合においても返金いたしません。

* 但し、天災等により第36回とみぐすく祭り・第7回とみぐすく産業フェスタが中止になった場合は実行委員会事務局で協議の上決定する。

11, 出店場所の決定

- ① 出店説明会時に実行委員会事務局にて決定します。 ※抽選となります。

12, その他

- ① 飲食出店業者は営業許可証の写しを提出して下さい。(既に保健所にて許可を得ている出店者)

* 飲食出店業者で、まだ保健所の許可を得ていない方は、各自で許可申請を行い営業許可証を豊見城市観光協会に提出すること。(申請書について不明な方は、事務局へ早めにご連絡下さい。)

13, 出店者の厳守事項

- ①P3 P4 参照

14, 会場レイアウト

- ①P 9 参照

15, 出店説明会

日時 : 9月9日(月) 10 : 00 ~

場所 : 豊見城市役所 5階 多目的室

※参加しない事業者に関しては出店の許可は致しませんのでご了承ください。

出店者の厳守事項

- (1) 出店業者は、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。
- (2) 出店業者は、指定された場所（スペース内）以外での営業を固く禁ずる。
- (3) 出店業者は、申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、事前に、実行委員会の承認を得ること。又、木炭は使用しないこと。
- (4) 出店業者は、未成年者へのビール等酒類の販売をしてはならない。また、割れ物（瓶、ガラス製）の販売も禁止します。
- (5) 衛生管理
 - ①各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃を責任を持って行うこと。
 - ②飲食出店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
なお、ゴミ処理はゴミ収集場を設置するので、終了後各出店業者が責任を持って必ず所定の場所に捨てること。
 - ③食中毒等の事故防止のために保健所の指導に従い、衛生管理を周知徹底すること。
- (6) 盗難及び危険防止のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
 - ①実行委員会では警備員を配置するが、貴重品、出店品等の管理は各自で行うこと。盗難・紛失・破損等について主催者は一切責任を負わない。
 - ②ブース内での事故、損害に対して主催者は一切の責任を負わない。
- (7) 出店許可証を必ず携帯すること。
- (8) 出店業者は、周辺樹木・花木・芝生等に汚水等をかけたり、又は、枝を折ったり伐採してはならない。
* 違反者には原状回復にかかる費用を請求します。
- (9) 出店業者は、営業従事者に対しこの要項を熟知させ、遵守させること。
- (10) 20：30からは調理をやめ、20：50には中の電気を一列のみ残して消灯し、販売をやめ片付けに取り掛かること。
21：00には完全消灯し、お客様に会場退出を促す。
- (11) 出店業者は、見やすい場所に商号と（飲食店については）営業許可証を掲示すること。
保健所の簡易営業許可証がない場合、営業を中止していただく場合があります。
店舗規格以上の仕様については許可できない場合があります。
（他店舗、お客様に迷惑であると事務局が判断した場合には改善指導を行います。）
- (12) 火気器具を使用する出店事業者は消火器（6型以上）を各自で用意すること。
* 火災予防条例改正に伴い火気器具を使用する露店ごとに1本以上の消火器（6型以上）の設置が必要となりました。

《免責》

* 万一、盗難及び食中毒等不測の事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

《営業停止等》

* 実行委員会、業務委託事業社/平山印刷は、出店業者がこの要項に反する行為を行った場合は、その業者に対して営業停止を命ずることが出来る。

《その他》

* この要項に規定されていない事項については、主催者の指示に従うこと。

重要事項（追加）

（１）汚水及び、廃油処理に関して

- ①会場内における洗剤を使つての洗い物は禁止します。
（水洗いの物に関してはＯＫです。）
- ②出店で使用した道具等は全て持ち帰ってください。
（使用した道具等を洗剤を使って洗うことも禁止します。）
- ③廃油は、原則各事業者で持ち帰り処理する事。

（２）汚水に関して

- ①とり、肉、その他ボイルした汁、かかり出る汁は汚水タンクへ処理すること。
- ②お客様の食べ残しの汁はザル等でこしてから汚水タンクへ処理すること。
- ③産業フェスタブースでの出店は原則、物販(食品・非食品)とする。

（３）シンクについて

- ①シンクのホースには必ずネットを取り付けて使用すること。（シンクからの水洗いは良しとします。）

（４）公園施設について

- ①公園内のトイレ、手洗い場では絶対に洗い物をしないで下さい。

厳重注意事項

汚水タンクには絶対に洗剤水、汚水は入れないで下さい。

今回この注意事項が守られない出店者については、汚水処理費全額を負担して頂きます。

知らなかったでは通りませんので、スタッフへの周知・指導を宜しくお願い致します。

* 汚水タンクの使用状況は担当者が随時確認しております。皆様のご協力を宜しくお願い致します。

出店料について

①出店条件

- * 出店者の遵守事項の徹底
- * 出店申込書（飲食出店者は簡易営業許可証の写し）の提出

② 1 店舗あたりの間口について。

- * 産業フェスタブース（物販）3600×3600
- * まつりブース（飲食、ゲーム）5400×3600

出店料金については下記一覧のとおりとする。

摘 要	必要書類	出店料金	備 考
飲食 ゲーム等	簡易営業許可証	■ 豊見城市商工会・観光協会会員 出店料 55,000円 清掃保証金 5,000円 計 60,000円	どのような形態で販売するかで必要な営業許可が異なります。予め南部保健所へご確認ください。
		■ 一般 出店料 80,000円 清掃保証金 5,000円 計 85,000円	
物 販	原則ナシ	■ 豊見城市商工会・観光協会会員限定 出店料 10,000円 清掃保証金 5,000円 計 15,000円	産業フェスタブース(2間×2間)での出店となります。

* 給排水に関して

・共同炊事場を4カ所設置しております。 ★注意事項をよく読み、ご利用ください。

* 給電に関して

・照明1基、電気コンセント2口（1基）を事務局で用意します。

・単独発注の発電機の使用を原則禁止致します。 ★但し、一概に安全基準に則り、事務局協議の上ならその範囲により例外とする。

* 産業フェスタブースでの出店は、原則、物販(食品、非食品)とする。

アルコール、酒類（ビール、泡盛類）の販売について

- アルコールを買いに来るお客様には必ず年齢を確認する事。
- アルコール販売を希望する出店者については以下の条件を満たすものに限りこれを許可します。
 - ①出店責任者がアルコール販売責任者として酒類の販売に当たること。
 - アルコール販売責任者が席をはずすなど不在の際にはアルコール販売を行わない。
 - アルコール販売に当たっては必ずアルコール販売責任者が直接、購入者に商品を手渡すこと。
 - ②アルコール販売責任者はわかりやすいように専用の名札を準備し身につけなければいけない。また、名札には“未成年にはアルコールの販売を一切しない”旨を併せて表記する。
 - ③アルコール販売を行う出店者は、他者から見てわかりやすい位置に“アルコールをお買い求めの際は身分証の提示をおねがいします”と表記した看板を設置しなければならない。
 - ④アルコール販売を希望する出店者はアルコール販売に関する誓約書に署名・捺印の上、事務局に提出する。

※ 万一アルコール販売において何らかのトラブルが生じた場合
アルコール販売を行う各出店者において対処するものとし、主催者は一切の責任を負わない。

◆「第36回とみぐすく祭り・第7回とみぐすく産業フェスタ」は、
沖縄県警及び各関係団体と協力して青少年の健全育成に貢献することを目的のひとつとしております。

アルコールに関する取り決めについては徹底してこれを厳守
していただきますようご理解ご協力をおねがいします。

- 会場全体の維持管理は事務局にて行いますが、出店者の皆様については決められた時間に一斉清掃をしていただきます。
また、できるだけ出店周辺の清掃を行い清潔に保つなど、来場者のお手本となるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆基本事項

- ①各店で使用する飲食の容器は出来るだけリサイクルできるものやゴミにならないものを使用してください。
- ②タバコの吸殻、ゴミ等は絶対に地面に捨てないでください。
- ③通路や他ブースに車輛やゴミ、資材等を放置しないで下さい。

◆ゴミの出し方

- ①ゴミは2日間（11月9日、11月10日）のイベント終了時刻(午後8時半)以降にのみ受け付けます。
- ②分別方法は、下記のとおり分別し透明袋に入れ「指定のゴミ置き場」に出して下さい。
 - * 燃えるゴミ・紙コップ、割り箸、竹串、プラスチック類、ゴム 等
 - * 燃えないゴミ
 - * 空きビン
 - * 空き缶
 - * ペットボトル
 - * 生ゴミ（水気を切って捨てる。）
 - * 汚水は指定の汚水タンクへ廃棄。絶対に側溝等へ流さないこと。（汚れカス、ゴミ等が混入しないよう備え付けのザルでこしてから。）
 - * 廃油は、原則各事業者で持ち帰り処理。
- ③下記のものは必ず持ち帰って自己処理してください。
家庭ゴミ、産業廃棄物、テントカバー、ブルーシート、角材、ベニヤ、ガス用鉄板、コンロ、ブロック、等
- ④会場内のゴミ箱はお客様のためのものです。出店業者の使用は禁じます。出店業者は専用のゴミ集積場を使用してください。

◆全体清掃について

*** 11月11日 AM 10 : 00 ~**

清掃の参加人数は2人をお願いいたします。
全体清掃については清掃参加の保証金をお預かりいたします。
一業者につき¥ 5, 000を申し込みの際に徴収させていただきます。
保証金については11日の清掃参加確認後に返却いたします。

設営撤去のスケジュール

※スケジュールは多少変更になる場合があります。予めご了承ください。

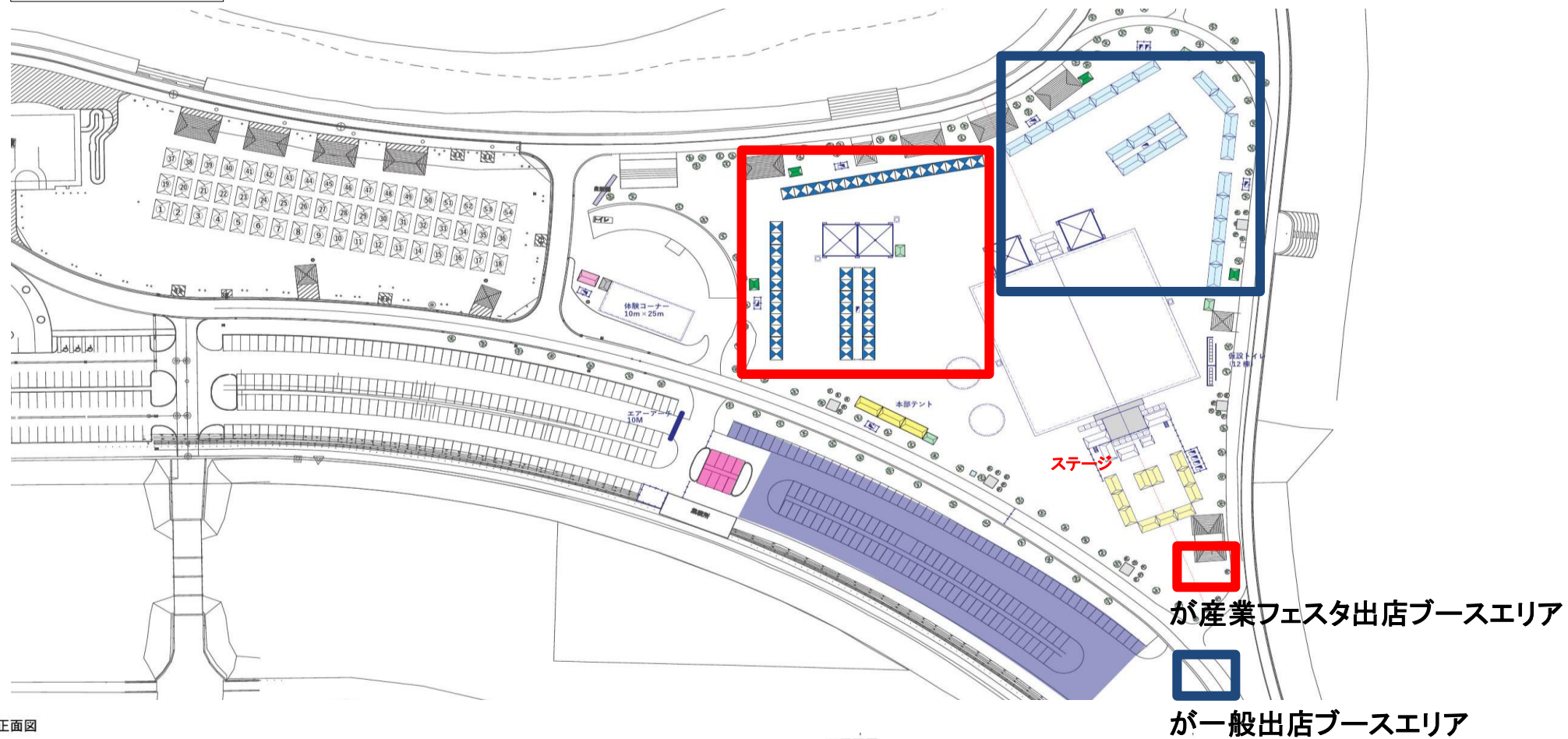
	時間	内容	備考
11/8(金)	10:00	設営・搬入	会場内への機材搬入
	22:00	車両出し	
	23:00	退出完了	

	時間	内容	備考
11/9(土)	8:00	出店業者設営・搬入	会場内へ機材搬入
	11:00	車両出し	
	12:00	営業開始	
	21:00	営業終了	
	22:00	出店車両入り	予定
	23:00	退出完了	

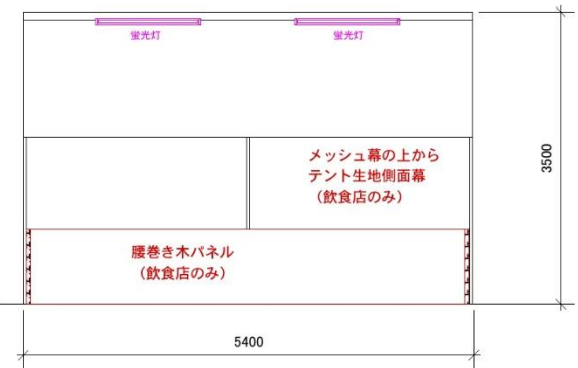
	時間	内容	備考
11/10(日)	8:00	出店業者準備・搬入	
	11:00	車両出し	
	12:00	営業開始	
	21:00	営業終了	
	22:00	出店車両入り	
	0:00	出店者全撤収	

	時間	内容	備考
11/11(月)	10:00	清掃	出店業者全員参加
	12:00	清掃終了	
	13:00	公園内チェック	

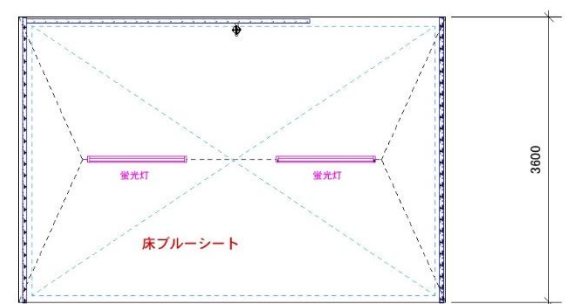
会場レイアウト



■正面図



■平面図



まつりブース（飲食、ゲーム等）

※赤枠内をご記入ください。

出店者名					テナント番号	
代表者名						
住所					出店内容 ※品名をご記入ください	
出店責任者連絡	携帯番号					
出店品目						
※具体的に						
出店スペース	屋外テント 寸法（巾 3600 × 5400 × 高 3400）					
	付帯設備 照明 1 基、テーブル（450×1800）2 台、電気コンセント 2 口 1 基					
	出店料金 ※豊見城市商工会、豊見城市観光協会会員60,000円 一般85,000円					
スタッフ数	人	駐車車両	車両No.	車種		
※関係者駐車場への車両持ち込みは1台となります。予めご了承ください。						
■所定の設備以外に持ち込み使用する器具、設備名を明記してください。特に電気機器は使用電力量=W 数も記入してください。						
■使用器具の電力量合計が 1,500W を超える場合は発電機を準備してください。						
必ずお書きください。	器具、設備名	使用電力量	器具、設備名	使用電力量		
※必要事項の記載がない場合は受付できません。						

上記のとおり出店参加申込みます。

令和元 年 月 日

【申込み者】

社名 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

産業フェスタブース（物販）

※赤枠内をご記入ください。

出店者名					テナント番号	
代表者名						
住所					出店内容	※品名をご記入ください
出店責任者連絡	携帯番号					
出店品目						
※具体的に						
出店スペース	屋外テント 寸法（巾 3600 × 3600 高 3400）					
	付帯設備 照明 1 基、テーブル（450×1800）2 台、電気コンセント 2 口 1 基					
	出店料金 ※豊見城市商工会、豊見城市観光協会会員限定 出店料10,000円＋清掃保証金5,000円					
スタッフ数	人	駐車車両	車両No.	車種		
※関係者駐車場への車両持ち込みは1台となります。予めご了承ください。						
■所定の設備以外に持ち込み使用する器具、設備名を明記してください。特に電気機器は使用電力量=W 数も記入してください。						
■使用器具の電力量合計が 1,500W を超える場合は発電機を準備してください。						
必ずお書きください。	器具、設備名	使用電力量	器具、設備名	使用電力量		
※必要事項の記載がない場合は受付できません。						

上記のとおり出店参加申込みます。

令和元 年 月 日

【申込み者】

社名 _____
住所 _____
氏名 _____ 印

誓 約 書

私は、「第36回とみぐす祭り・第7回とみぐす産業フェスタ」出店に際して、アルコール類の販売を希望するにあたり、下記の事項を遵守し、必ず履行することを誓約いたします。

- 1、未成年者へのアルコール類の販売は一切致しません。また、アルコール類を お求めのお客様については身分証の提示を求めるなど、未成年者の飲酒防止 に努めます。
- 2、車を運転する方にはアルコール類の販売を致しません。飲酒運転撲滅のため アルコール類をお求めの方については、口頭で車をお持ちでないか確認し販売 を行います。
例：「車をお持ちでないですか」や、持っ~~て~~いても「代わりの運転手はいますか？」など
- 3、アルコール類販売に係るトラブルに関しては、主催者にその責任を求めません。
- 4、店頭に未成年への酒類販売はしないとの右記のような表示をします。

令和元年 月 日



出店責任者氏名

⑨



20歳未満へのお酒の 販売は致しません。

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。
年齢確認をさせて頂く場合がございますので、
ご協力お願いいたします。